

京都大学大学院横断教育プログラム推進センター設置準備委員会要項

(平成29年6月13日総長裁定)

- 第1 京都大学に、京都大学大学院横断教育プログラム推進センター（仮称。以下「センター」という。）の設置に関する重要事項を審議するため、大学院横断教育プログラム推進センター設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
 - (2) 総長が指名する理事又は副学長
 - (3) 各研究科長
 - (4) 研究所長又はセンター長 若干名
 - (5) 各博士課程教育リーディングプログラムプログラムコーディネーター
 - (6) 財務部長及び教育推進・学生支援部長
 - (7) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第4号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。
- 第3 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第6 委員会に関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年6月13日から実施する。
- 2 京都大学大学院共通・横断教育実施体制検討委員会要項（平成28年11月8日総長裁定）は、廃止する。